

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(持ち出しの禁止)

第4 個人情報が記載された資料等を委託者の許可なく指定された場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止に努めるとともに、受託者は個人情報の適正な管理をするために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、複写及び複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 委託者の承諾のあるときを除き、個人情報を取り扱う業務は自らが行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者等が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(業務従事者への周知及び指導監督)

第10 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、次の事項を周知するとともに、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2) 前号に違反した場合は長野県個人情報保護条例（平成3年3月14日条例第2号）上の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3) その他この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

(事故時の報告対応)

第11 受託者は、個人情報の取扱いについて違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告しなければならない。